

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年6月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第29号

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則

第1条中「京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例」を「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」に改める。

第8条中「の建築」を「の建築等」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「第15条第1項」を「第15条」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改め、「の各号」を削る。

第11条各号列記以外中「第15条第1項」を「第15条」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改め、「の各号」を削る。

第12条各号列記以外の部分中「第15条第1項」を「第15条」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改め、「の各号」を削る。

第1号様式中「京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例」を「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」に改める。

第2号様式注以外の部分中「京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例」を「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成

に関する条例」に、「改築 移転」を 改築 移転 用途の変更」に改める。

第4号様式注以外の部分及び第5号様式注以外の部分中「京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例」を「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成17年6月15日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)